

遺言書の世界

公証人である関本倫敬氏に案内して頂きました

遺言書の種類とは？知つておきたい遺言書の基礎知識

遺言書は法律上、いくつかの種類があります。一体どのような種類があるのでしょうか？

どれを選ぶといいのでしょうか？意外と知らない遺言書の基礎知識を、教えていただきました。



一般的な遺言書、それぞの特徴

るなら一般的に、自筆証書遺言もしくは公正証書遺言を選ぶということです

「まずは、遺言書の種類について教えてください。

「一般的な遺言書には、自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3種類があります。どの遺言書も、法律の定めに従って作成します」

「どのような違いがあるのでしょうか？」

「まずは自分で書き、印を押す遺言書です。いつでも自由に作成や修正ができるのですが、内容に不備があると無効になります」

「次は公正証書遺言について教えてください。

「公正証書遺言とは、公証人が遺言者本人から遺言した内容を聞き取つて作る遺言書です。2人以上の証人が必要となります。公証人が作成するため、私文書ではなく公文書となります」

「では、秘密証書遺言とは何でしょうか？」

「その名の通り、内容を秘密にしておく遺言書ですが、実際にはあまり使われていません。つまり遺言書を作

りた公証人は法的に検討を加えて、遺言書の案を準備します」

「公正証書遺言最大のメリットはやはり、作成する費用がほぼかからないことです。一人で書けるので、内容を秘密にすることもできます。ただし大まかに言えば、費用を抑えたいなら自筆証書遺言、確実さを求めるな

どがデメリットです。利害関係をもつ人に見つかると、偽造や変造、破棄、そして隠匿などの危険性が伴う点が問題です。相続を執行するには家庭裁判所での検認手続きも必要で、相続する人の手間を増やすことにも

なのですね。

「自筆証書遺言の最大のメリットはやはり、作成する費用がほぼかからないことです。一人で書けるので、内容を秘密にすることもできます。ただし大まかに言えば、

費用を抑えたいなら自筆証書遺言、確実さを求めるな

どがデメリットです。利害関係をもつ人に見つかると、偽造や変造、破棄、そして隠匿などの危険性が伴う点

が問題です。相続を執行するには家庭裁判所での検認手続きも必要で、相続する人の手間を増やすことにも

なのですね。

「もうとも確実な「公正証書遺言」

「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、金融機関が発行する取引報告書なども必要です。作成

当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」

「徹底的に内容を確認して作成するのですね。作成費用はどれぐらいかかるのでしょうか？」

「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、

金融機関が発行する取引報告書なども必要です。作成

当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」

「公正証書を作る際、必要な書類は何ですか？」

「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、

金融機関が発行する取引報告書なども必要です。作成

当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」

「公正証書遺言の必要な書類や費用

「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、

金融機関が発行する取引報告書なども必要です。作成

当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」

「公正証書作成の手数料

国が下記の通り定めています

目的の価格 手数料

100万円まで 5,000円

200万円まで 7,000円

500万円まで 11,000円

1,000万円まで 17,000円

3,000万円まで 23,000円

5,000万円まで 29,000円

1億円まで 43,000円

1億5,000万円まで 56,000円

遺言の場合は、目的価格の合計が1億円まで11,000円加算されます。なお、目的価格は遺産をもらう人ごとの遺産の時価によって計算されます。



吉田 友恵
弊社社員
1級葬祭ディレクター

「ケースバイケースですが、多いのは5万円前後です。手数料は遺産総額によって異なり、金額が大きくなればなるほど、手数料も高くなります」

「公証役場は法務大臣から任命されて、公証役場で業務を行なう公務員です。裁判官や検察官などのキャリアを通じ、法律に関する実務を長年経験した人がほとんどです」

「いわば法律のベテランですね。」

「そもそも公証人や公証役場にない方が教えていいかと思います。公証人とはどのような方が多いですか？」

「公証役場が一体どこにあるのか知らない方が多いと思います。遺言書を作る方はもちろん、多くの関係者が常に入り出しています。ぜひ身構えず、気軽に足を運んでいただけたらと思います」

「話をお聞きすると、たとえ費用はかかるても、プロにお任せする安心感だと思います。」

「大きな財産がない場合、そもそも遺言書は必要ないと考える方が多いかと思いますが、いかがですか？」

「遺言書があらゆる不安を未然に防ぐ

「大きな財産がない場合、そもそも遺言書は必要ない」と考

る方が多いかと思いますが、いかがですか？」



公証役場では
役立つ手引書も頂けます

必要書類 前もってご持参ください

遺言者(遺言をする人)の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)、戸籍謄本、改正前の原戸籍謄本を各1通。

推定相続人・受遺者(財産を受ける人)の戸籍謄本を1通。
※受遺者が法人の場合は法人の登記簿謄本

財産の明細を表示する全てのもの

①不動産(ア)内容に関する土地、建物の登記簿謄本(権利証ではない)各1通。(イ)物件ごとの固定資産評価証明書、又は名寄帳の写し。

②その他の財産 預貯金の残高証明書、株券等の有価証券の明細、財産を表示する物

るなら一般的に、自筆証書遺言もしくは公正証書遺言を選ぶということです

関本倫敬
(せきもと みちひろ)
金沢地方法務局所属
公証人